総社市告示第111号

総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年総社市告示第63号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 (1) 略 (2) (1) の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。 ①~② 略 ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び 	改正後	改 正 前
基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。) ④ 略 (3)~(6) 略 (3)~(6) 略 (4) 略 (3)~(6) 略	1 支給対象者 下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき6,00 0円支給する。 (1)略 (2)(1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。 ①~② 略 ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条 <u>第3項</u> の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号) <u>第15条第3項</u> に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。) ④ 略	別記(第2条及び第8条関係) 1 支給対象者 下記の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき6,00 0円支給する。 (1) 略 (2)(1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。 ①~② 略 ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条 <u>第2項</u> の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号) <u>第7条第3項</u> に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成27年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

附則

この告示は,公布の日から施行する。